第 2209 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2003年)平成15年 1月 9日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 職制のない会社の使用人兼務役員

Q：使用人兼務役員は使用人としての職制上の地位を有していなければならないそうですが、当社は規模が小さいため、部・課などの職制は設けていません。

この場合、使用人としての職務に従事していても、使用人兼務役員とは認められないのでしょうか。

A：貴社のような場合、他の使用人と同質の職務に常時従事している役員については、「使用人としての職制上の地位」以外の要件を満たせば、使用人兼務役員と認められます。

【解説】

使用人兼務役員とは、次の３つの要件を満たす役員をいいます。

① 部長・課長・支店長など、法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事していること。

② 代表取締役・監査役・社長・副社長・専務・常務など一定の肩書きを有しないこと。

③ 一定の株主グループに属さないこと等の持株要件をクリアしていること。

なお、事業内容が単純で使用人が少数である等の事情により、法人がその使用人について特に機構として職務上の地位を定めていない場合でも、その役員の常時従事している職務が他の使用人の職務の内容と同質であると認められ、かつ、上記②③の要件を満たしているときは、使用人兼務役員として取り扱うことができます。